



島根県報

平成30年6月19日（火）

第3,015号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 5

指定施業要件の変更予定保安林 (森 林 整 備 課) 6

保安林の指定 (") 6

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水 産 課) 7

【公 告】

宅地建物取引業者の免許の取消し (建 築 住 宅 課) 7

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料
の額の一部改正 8

公布された条例等のあらまし

◇身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第70号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第3号関係）

2 施行期日

平成30年7月1日から施行することとした。

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第70号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の1総括表中「両眼失明」を「両眼視力障害」に、「角膜混濁」を「緑内障」に改める。

様式第3号の2視覚障害の状況及び所見を次のように改める。

2 視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°
左眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)
										② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心視野角度 (I / 2) (①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)
 $(\text{ } \times 3 + \text{ }) / 4 = \text{ } \text{度}$

又は

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 $\text{ } \text{点}$

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右 ③ 点 (≧26dB)

左 ④ 点 (≧26dB)

両眼中心視野視認点数 (③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)
 $(\text{ } \times 3 + \text{ }) / 4 = \text{ } \text{点}$

3 現症

	右	左
前 眼 部		
中 間 透 光 体		
眼 底		

視野
コピー
貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが1/4の視標によるものか、1/2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

附 則

この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

告**示**

島根県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年 6 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

邑智郡瑞穂土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

亀山 和巳 邑智郡邑南町市木46番地
熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地
日野 武信 邑智郡邑南町鱒淵1077番地 4
小笠原博文 邑智郡邑南町上田所1248番地
須瀆 文徳 邑智郡邑南町三日市421番地 2
古川 周三 邑智郡邑南町原村105番地
伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地 2
竹添 弘幸 邑智郡邑南町八色石612番地

監事

佐々木孝義 邑智郡邑南町市木817番地
實田 讓 邑智郡邑南町和田208番 1 地

2 就任年月日

平成30年 4 月 6 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

亀山 和巳 邑智郡邑南町市木46番地
熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地
日野 武信 邑智郡邑南町鱒淵1077番地 4
小笠原博文 邑智郡邑南町上田所1248番地
須瀆 文徳 邑智郡邑南町三日市421番地 2
古川 周三 邑智郡邑南町原村105番地
伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地 2
竹添 弘幸 邑智郡邑南町八色石612番地

監事

佐々木孝義 邑智郡邑南町市木817番地
實田 讓 邑智郡邑南町和田208番 1 地

島根県告示第441号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年 6 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町猪尾341-1、341-5、342-2、342-3、343-1、477、478

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

加茂町猪尾341-1、341-5、342-2、342-3、343-1・477・478（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市加茂町猪尾73-4、321、475

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ948-20、イ950-2、イ1299-6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金城町波佐イ948-20・イ1299-6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第443号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成30年 6 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成30年 6 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 処分をした年月日

平成30年 6 月12日

2 処分を受けた者の商号、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び免許証番号

(1) 処分を受けた者の商号

有限会社ネットワーク

(2) 主たる事務所の所在地

松江市大庭町1808番地5 Kファクトリー101号室

(3) 代表者の氏名

藤原 一美

(4) 免許証番号

島根県知事（6）第802号

3 処分の内容

免許の取消し

4 処分の理由

当該業者の代表取締役が道路交通法違反により、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、平成28年1月29日付けでその刑が確定したことが判明した。

このことは、宅地建物取引業法第66条第1項第3号に該当する。

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第4号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成30年6月19日から施行する。

平成30年6月19日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ予防接種料の項の次に次の1項を加える。

百日せきジフテリア破傷風予防接種料 1回につき 8,200円